

コンプライアンス

腐敗防止への取り組み

IDECグループでは、贈収賄を含む腐敗行為を禁止し、コンプライアンスを遵守するため、「IDEC Group Code of Conduct」を定め、贈収賄行為、不当な利益供与、不正・詐欺、その他腐敗行為、恐喝行為、および横領行為を一切行わず、反社会的勢力とは取引だけでなく、関係を持つような行為を一切行わないことを明示しています。

また「腐敗防止ポリシー」を定め、贈収賄など禁止する行為をより具体的に明示し禁止しています。

そして内部通報制度やリスクモニタリング活動により、贈収賄などの禁止行為の発生を未然もしくは早急に感知できる仕組みを構築しています。

2023年度(連結)

- 贈収賄に関連した罰金・課徴金・和解金:0円
- 政治献金:0円
- 腐敗行為への関与による懲戒解雇:0名
- 重大な法令違反件数:0件
- ハラスメントの通報・相談件数:4件



より詳細な情報については、以下をご覧ください。

<https://jp.idec.com/idec-jp/ja/JPY/governance/compliance>

腐敗防止ポリシー

1. 基本姿勢

『The IDEC Way』の中で、私たちが共有すべき価値観である“Core Values”のひとつにIntegrity(誠実)を定め、何事にも真摯に向き合い、誠実・公正に行動することで、信頼される存在であり続けることを掲げています。

事業活動を行うにおいて贈収賄や賄賂、不当利得などの腐敗行為は社会の公正で持続的な発展に影響を与えることを認識し、腐敗防止に取り組むことがグローバルな企業への要請であることを踏まえ『The IDEC Way』『IDEC Group Code of Conduct』の実践を通じてグループ全体で腐敗防止に取り組んでいきます。

2. 適用法令の遵守

事業活動を行う国や地域で適用される腐敗防止に関連する法令等を遵守します。

3. 禁止行為

国内外を問わず、直接的または間接的に、賄賂の供与、申し出、授受、利益供与など以下のような行為を行うことを禁止します。

- 事業活動を行う国や地域における公務員およびそれに準じる立場の者に対する贈賄行為、利益供与
- 民間人に対する贈賄行為、利益供与が法令等により禁止されている場合の当該民間人に対する贈賄行為、利益供与
- 事業活動においての不正な賄賂や利益供与の要求
- 反社会的勢力と取引だけでなく、関係を持つこと
- その他、事業活動を行う国や地域で適用される腐敗防止に関連する法令等において禁止されている事項

4. 適正な会計

適用される会計に関する法令や基準を遵守し、適切な内部統制システムの下で適正に会計処理を行い、不正行為が行われていないことの確認と客観的な証明のため、透明性のある会計報告、管理を行い、その記録を保管します。

5. 教育・啓発

役員および従業員に対して腐敗行為の防止に関する教育、啓発活動を適切に行うよう努めます。

6. 違反行為への対応

腐敗行為に対しては厳正な態度で臨み、役員または従業員が本ポリシーや適用される腐敗防止に関連する法令等に違反した場合、社内規程に従い対処いたします。また、お取引先さまが腐敗行為を行った場合、当該お取引先さまとの取引の中止も含んだ見直しを行います。

7. 管理・監視体制

内部通報窓口として設置する「IDEC Hotline」の公平かつ公正な運用に努め、腐敗行為およびそれに繋がる行為を早期に適切に発見、監視できる体制を整備します。

Hotlineから通報があった場合は、リスクマネジメント委員会から取締役会に通報を報告し、年に2回サステナビリティ委員会を通じてリスクモニタリングの活動報告を行い、取締役会が監督しています。

行動指針の制定

国内外のグループ全従業員に向けて人権、社会、倫理、腐敗防止、環境などに対し遵守すべきコンプライアンスや企業理念を示した「IDEC Group Code of Conduct」を発行し、職務を行う上での基本的かつグローバルな行動指針を定めています。

日本語、英語の他、中国語、フランス語、タイ語、ベトナム語、クメール語に翻訳し、イントラネットで公開。国内外のグループ会社従業員が必要な時に、いつでも自由に閲覧できるようにしています。



コンプライアンス研修と監査

人権の尊重、競争法・下請法遵守、贈収賄禁止、IDEC Hotline(内部通報制度)、個人情報保護などに関する知識の習得とコンプライアンス意識の醸成を図るため、全従業員を対象とした「コンプライアンス研修」と、昇級・昇格者を対象にした「階層別研修」を定期的実施しています。

各研修では、「IDEC Group Code of Conduct」の理解を深めるとともに、業務に関わるコンプライアンスのケーススタディを継続的に実施しています。

2023年度は、本社および国内グループ会社の従業員を対象に「ハラスメント研修」と「コンプライアンス研修」を実施しました。コンプライアンスの個別テーマとして、下請取引に関連する従業員を対象に「下請法研修」を実施し、実務上で必要な義務や禁止事項について認識を深めました。今後もさらなるコンプライアンス意識の浸透に向けて、引き続き研修・教育および情報発信を行います。

また内部監査の一部として、コンプライアンス違反がないかどうかの監査を行い、コンプライアンスの軽視や違反によるリスクを適切に認識しています。

2023年度 コンプライアンス研修(国内)

研修内容	受講者数(率)
コンプライアンス研修	1,356名/1,356名 (100%)
ハラスメント研修(管理職向け)	167名/167名 (100%)
ハラスメント研修(非管理職向け)	1,189名/1,189名 (100%)
下請法研修	290名/290名 (100%)

内部通報制度

「IDEC Hotline」を設置し、「社外窓口/社内窓口」「匿名/顕名」での通報が可能な仕組みを構築しています。内部通報運用規程を定め、相談・通報の秘密を守るとともに、利用者への不利益な取り扱いを禁止しています。

通報があった際は、リスクマネジメント委員会内に設置された「Hotline担当」が迅速に対処し、解決と再発防止策を図ります。また通報は速やかに経営層へ通知されるとともに、定期的に取り締役に報告してリスク情

報の共有を図る一方、経営層の関与がある場合などは状況に応じて独立性を確保し、外部の弁護士事務所と連携するなどの仕組みとしています。

このような仕組みがグローバルに機能するよう、海外グループ会社から本社通報窓口へダイレクトに通報できる「Global Hotline」も設置しています。

内部通報件数(連結)

2021年度	2022年度	2023年度
8件	6件	4件

内部通報体制図

